

G A F A への競争法当局による主な規制の動き

Google

2017年6月	E U	検索エンジンにより市場支配的地位を濫用することで、自社の比較ショッピングサービスを違法に有利にしたとして、24.2億ユーロの制裁金支払命令。
2018年7月	E U	スマホメーカーに対して、AndroidOSと自社検索アプリやブラウザアプリの違法な抱き合わせを要求し、市場支配的地位を濫用したとして43.4億ユーロの制裁金支払命令。
2019年3月	E U	市場支配的地位を濫用し、競合他社が第三者のWebサイトに検索連動型広告を掲載することを妨げたとして、14.9億ユーロの制裁金支払命令。

Facebook

2017年5月	E U	企業結合審査の際、自社ユーザーアカウントとWhatsAppユーザーアカウントとを自動的に照合させる仕組みの存否に係わって、不正確または誤解を招く情報を報告したとして1.1億ユーロの制裁金支払命令。
2019年2月	ドイツ	自発的な同意を得ることなく、ユーザーアカウント内のデータを収集し、統合し、利用する範囲が、市場支配的地位の濫用に当たるとして、多様なソースからユーザーデータを統合することを禁止。

Amazon

2018年9月	E U	マーケットプレイス事業者に関するデータをどのように利用しているか、予備的調査を開始。
2019年4月	日本	マーケットプレイス出品者との間の利用規約変更について、独禁法違反（優越的地位の濫用）の懸念があるとして調査していたところ、Amazonが規約を修正したため、調査を中止した。

Apple

2019年5月	E U	音楽配信サービスのスポティファイが、App Store内の課金を他社が利用する場合、Appleが30%の手数料を課して支配的地位を濫用していると異議申し立て。それを受けたEU委が正式な調査に入る見込み。
2018年7月	日本	携帯電話3事業者との契約について、独禁法違反（拘束条件付取引）の疑いがあるとして調査していたところ、Appleが契約の一部を改定すると申し出たため、審査を終了した。

出典：公正取引委員会公表資料、および日本経済新聞報道より岩渕友事務所作成

2019年6月13日 参議院経済産業委員会提出資料③ 日本共産党 岩渕友